労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成25年６月３日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年５月 28 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

茨城県	水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群馬県	前橋赤十字病院
埼玉県	小川赤十字病院
神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県横浜赤十字血液センター
新潟県	長岡赤十字病院
長野県	長野県赤十字血液センター
岐阜県	岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静岡県	静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県浜松赤十字血液センター
三重県	伊勢赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京都府	京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター及び近畿ブロック血液センター
兵庫県	神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳島県	徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛媛県	松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福岡県	福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県北九州赤十字血液センター
長崎県	長崎県赤十字血液センター
宮崎県	宮崎県赤十字血液センター
沖縄県	沖縄県赤十字血液センター

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成25年５月31日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年５月 28 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県	青森労災病院
宮城県	東北労災病院
秋田県	秋田労災病院
福島県	福島労災病院
千葉県	千葉労災病院
東京都	東京労災病院
神奈川県	関東労災病院及び横浜労災病院
富山県	富山労災病院
静岡県	浜松労災病院
愛知県	中部労災病院及び旭労災病院
大阪府	大阪労災病院
兵庫県	関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県	和歌山労災病院
鳥取県	山陰労災病院
岡山県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県	中国労災病院
山口県	山口労災病院
香川県	香川労災病院
愛媛県	愛媛労災病院
福岡県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県	長崎労災病院
熊本県	熊本労災病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本トランスオーシャン航空乗員組合から、人事賃金制度の撤回等の要求に関して、平成25年５月29日以降、同組合の組合員が従事する日本トランスオーシャン航空株式会社の全職場（東京都、石三県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年５月 28 日

厚生労働大臣　田村　憲久

国土調査法第十九条第五項の地図及び簿冊の作成の公告

次の地域内の土地について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　地図及び簿冊の名称

(一)　平成二十三年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十三年度都市部官民境界基本調査簿案

(二)　平成二十四年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十四年度都市部官民境界基本調査簿案

(三)　平成二十四年度山村境界基本調査図原図及び平成二十四年度山村境界基本調査簿案

(四)　平成二十四年度補助基準点網図及び平成二十四年度補助基準点測量成果簿

二　前項(一)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　宮城県仙台市、茨城県大洗町、栄町、潮来市、北茨城市、千葉県千葉市、香取市、習志野市、愛知県名古屋市の一部

三　第一項(二)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県奥州市、宮古市、宮城県仙台市、茨城県鹿嶋市、北茨城市、土浦市、鉾田市、古河市、大子町、栃木県下野市、埼玉県越谷市、千葉県習志野市、流山市、東京都杉並区、神奈川県横浜市、横須賀市、伊勢原市、大和市、秦野市、松田町、富山県高岡市、長野県須坂市、岐阜県岐阜市、羽島市、静岡県静岡市、富士市、沼津市、熱海市、愛知県みよし市、半田市、三重県津市、桑名市、鈴鹿市、伊勢市、鳥羽市、明和町、玉城町、紀北町、滋賀県大津市、草津市、大阪府大阪市、堺市、豊中市、藤井寺市、河内長野市、高槻市、兵庫県宝塚市、徳島県徳島市、大分県津久見市の一部

四　第一項(三)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道北見市、岩手県盛岡市、奥州市、山形県山形市、福島県塙町、埼玉県小川町、東秩父村、新潟県魚沼市、富山県立山町、岐阜県高山市、関市、白川町、静岡県浜松市、三島市、鳥取県日南町、島根県出雲市、徳島県三好市、那賀町、愛媛県大洲市、高知県室戸市、熊本県八代市、大分県津久見市、宮崎県椎葉村、鹿児島県宇検村、十島村の一部

五　第一項(四)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道旭川市、山形県南陽市、群馬県館林市、千葉県栄町、大阪府富田林市、島根県浜田市、高知県高知市の一部

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

五月二十四日（金）

○一般案件（抜粋）

一　テロリスト等に対する資産凍結等の措置について（了解）（外務・財務・経済産業省）

○法律案

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（公正取引委員会）

一　薬事法等の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働・財務・農林水産省）

一　再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（決定）（厚生労働・財務省）

機械受注統計調査報告（平成 25 年３月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。